

第四回國勢調査施行令等の公布

人口問題研究所參與の異動

人口問題研究所參與の異動は昭和十五年五月二十三日付を以て左の通り發令された(前號彙報欄參照)。

内務省計畫局長 藤岡長敏

陸軍少將 石本寅三

(各通) 商工書記官 椎名悦三郎

拓務省拓務局長 森部 隆

厚生省衛生局長 加藤於菟丸

人口問題研究所參與被仰付

陸軍中將 中村明人

人口問題研究所參與被免

人口問題研究所研究報告會

人口問題研究所研究報告會の四月中に於ける研究報告題名及び氏名を擧ぐれば次の如くである。

第十二回 民族周流理論(續) 笹研究官 四月五日

第十三回 分村計畫の事例と実績

北山研究官補 四月十二日

第十四回 滿洲に於ける苦力問題

小山研究官 四月十九日

第十五回 スペングラ「佛國人口問題」

北岡企畫部長 四月二十六日

昭和十五年十月一日午前零時現在を以て行はるる第四回國勢調査の施行令は施行規則其の他の心得と共に五月二十五日付官報を以て公布された。之を掲ぐれば次の如くである。

昭和十五年國勢調査施行令

(昭和十五年五月二十四日) 勅令第三百四十三號

第一條 昭和十五年國勢調査ハ昭和十五年十月一日午前零時ノ現在ニ依リ之ヲ行フ

第二條 昭和十五年國勢調査ハ前條ノ時期ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ付之ヲ行フ

一 帝國版圖内ニ現在スル者ニシテ現役軍人又ハ應召中ノ在郷軍人ニ非ザルモノ

二 現役軍人及應召中ノ在郷軍人

三 陸海軍ノ艦船ニ乗組中ノ者ニシテ現役軍人又ハ應召中ノ在郷軍人ニ非ザルモノ

四 從軍中ノ軍屬、從軍報道班員、從軍神官神職及從軍宗教家ニシテ帝國版圖外ニ現在スルモノ

前條ノ時期前ニ帝國ノ港灣ヲ發シ途中寄港セズシテ前條ノ時期後四日以内ニ始メテ帝國ノ港灣ニ入りタル者ハ昭和十五年十月一日午前零時ニ帝國版圖内ニ現在シタル者ト看做ス

本令ニ於テ現役軍人トハ陸軍ノ現役將校准士官下士官兵(特別志願將校、現役武官ト爲ルベキ陸軍ノ諸生徒中依託學生生徒以外ノ者及現ニ陸軍ニ於テ修業

中ノ幹部候補生操縱候補生ヲ含ミ歸休兵ヲ除ク)及海軍ノ現役士官特務士官准士官下士官兵(各科少尉候補生、海軍諸學校ノ生徒及現ニ海軍ニ於テ教育中ノ海軍豫備員候補者ヲ含ミ歸休中ノ下士官兵ヲ除ク)ヲ、應召中ノ在郷軍人トハ陸軍ノ豫備役後備役ノ將校准士官下士官兵、豫備役ノ幹部候補生操縱候補生、歸休兵、補充兵及國民兵役ニ在ル者並ニ海軍ノ豫備役後備役ノ士官特務士官准士官、豫備役後備役第一國民兵役又ハ歸休中ノ下士官兵及海軍豫備員ニシテ充員召集、臨時召集、國民兵役召集、演習召集、教育召集、歸休兵召集、補缺召集又ハ勤務召集ヲ受ケタルモノヲ、陸海軍ノ艦船トハ艦船令ニ依ル艦艇特務艦艇雜役船、陸軍所有船、陸軍徵備船及海軍徵備船ヲ謂フ

第三條 昭和十五年國勢調査ハ前條ニ該當スル者ニ付左ノ事項ヲ調査ス但シ前條第一項第二號、第三號又ハ第四號ニ該當スル者ニ付テハ第七號ノ事項ヲ調査セズ

一 氏名
二 世帯ニ於ケル地位
三 男女ノ別
四 出生ノ年月日
五 配偶ノ關係
六 所屬ノ産業及職業
七 内閣總理大臣ノ指定スル技能(指定技能)
八 兵役ノ關係
九 出生地
十 本籍地
十一 民籍又ハ國籍

前項第六號ノ所屬ノ産業及職業ハ特別ノ事情アル者

ニ付テハ其ノ一部ヲ調査セザルコトヲ得

第一項第七號ノ技能ハ朝鮮、臺灣及樺太ニ於テハ各朝鮮總督、臺灣總督及樺太廳長官内閣總理大臣ノ承認ヲ受ケ之ヲ指定ス

第四條 第二條ノ調査ハ各世帯ニ就キ之ヲ執行ス

本令ニ於テ世帯トハ住居及家計ヲ共ニスル者ヲ謂フ

一人ニシテ住居ヲ有シ家計ヲ立ツル者亦一世帯トス

家計ヲ共ニスルモ別ニ住居ヲ有スル者又ハ住居ヲ共ニスルモ別ニ家計ヲ立ツル者ハ一世帯トス其ノ一人ナル場合亦同ジ

寄宿舍、病院、旅館、下宿屋、合宿所其ノ他家計ヲ共ニセザル者ノ集合スル場合又ハ船舶ニ在ル者ニシテ其ノ家計ヲ共ニセザルモノハ一場屋又ハ一船舶毎ニ一世帯ニ準ズ

第五條 世帯主又ハ世帯ノ管理者ハ世帯現在者及世帯關係者ニ就キ第三條第一項各號ノ事項ヲ申告スルノ義務アルモノトス

前項ニ於テ世帯現在者トハ第二條第一項第一號ニ掲グル者ニシテ其ノ世帯ニ現在スルモノヲ謂フ

第二條第一項第二號乃至第四號ニ掲グル者ハ左ノ區別ニ從ヒ各其ノ世帯ノ世帯關係者トス

一 配偶者アル場合ハ其ノ配偶者ノ現在スル世帯

二 配偶者ナキ場合ハ其ノ父ノ現在スル世帯但シ父ナキ場合ハ其ノ母ノ現在スル世帯

三 配偶者及父母ナキ場合ハ其ノ子(數人アル場合ハ最年長者)ノ現在スル世帯

四 配偶者、父母及子ナキ場合ハ其ノ祖父ノ現在スル世帯但シ祖父ナキ場合ハ其ノ祖母ノ現在スル世帯

帶

五 配偶者、父母、子及祖父母ナキ場合ハ其ノ兄弟姉妹(數人アル場合ハ最年長者)ノ現在スル世帯

六 配偶者、父母、子、祖父母及兄弟姉妹ナキ場合ハ其ノ召集通報人ノ現在スル世帯

七 配偶者、父母、子、祖父母、兄弟姉妹及召集通報人ナキ場合ハ其ノ本籍地ノ市町村長(市町村長ナキ場合ハ其ノ職務ヲ行フ者)ノ現在スル世帯

前項ノ配偶者ニハ届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情(内縁關係)ニ入りタリト認メラルル者ヲ含ミ父母、子、祖父母及兄弟姉妹ハ第二條第一項第二號乃至第四號ニ掲グル者ト同一戸籍(昭和七年律令第二號ニ基クモノヲ含ム)内ニ在ル者ニ限ル

第六條 國勢調査ノ申告ハ各世帯ニ配付スル國勢調査申告書用紙ヲ以テ之ヲ爲スベシ

第七條 府縣知事ハ内閣總理大臣ノ命ヲ承ケ管轄區域内ノ調査ノ執行ヲ指揮監督ス

第八條 國勢調査ノ事務ヲ處理セシムル爲府縣ニ臨時國勢調査部ヲ置ク

臨時國勢調査部ニ部長一人、副部长一人及部員若干人ヲ置ク

部長ハ總務部長タル書記官ヲ以テ之ニ充テ副部长ハ地方事務官又ハ統計事務主任者タル府縣官吏若ハ府縣吏員ノ中ヨリ、部員ハ府縣官吏又ハ府縣吏員ノ中ヨリ府縣知事之ヲ命ズ

第九條 府縣支廳長ハ府縣知事ノ命ヲ承ケ管轄區域内ノ調査ノ執行ヲ指揮監督ス

第十條 市町村長ハ府縣知事(府縣支廳長ノ管轄區域内ノ町村長ハ府縣支廳長)ノ指揮監督ヲ承ケ市町村

内ノ調査ノ執行ヲ管掌ス

第十一條 市町村長ハ調査ヲ執行スル爲府縣知事ノ認可ヲ經テ市町村ノ區域ヲ調査區ニ分割ス但シ特別ノ事情アルトキハ府縣知事ノ認可ヲ經テ一町村ヲ以テ一調査區ト爲スコトヲ得

第十二條 國勢調査ノ事務ヲ執行セシムル爲市町村ニ國勢調査員ヲ置ク

第十三條 國勢調査員ハ府縣知事ノ推薦ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第十四條 國勢調査員ニハ別ニ定ムル徽章ヲ交付シ職務執行ノ際之ヲ佩用セシム

第十五條 國勢調査員ハ市町村長ノ指揮監督ヲ承ケ擔當調査區内ニ於ケル國勢調査申告書用紙ノ配付、國勢調査申告書ノ蒐集其ノ他之ニ伴フ諸般ノ事務ヲ執行ス

第十六條 國勢調査員各世帯ニ就キ前條ノ職務ヲ執行スル期間ハ昭和十五年九月二十一日ヨリ同年十月七日迄トス但シ蒐集シタル國勢調査申告書ノ記載事項ニ關シ質問ヲ爲ス場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十七條 市町村長ハ(府縣支廳長ノ管轄區域内ノ町村長ハ府縣支廳長ヲ經テ)國勢調査申告書及附屬書類ヲ府縣知事ノ定ムル期限内ニ府縣知事ニ提出シ府縣知事ハ内閣總理大臣ノ定ムル期限内ニ之ヲ内閣總理大臣ニ提出スベシ

第十八條 天災事變ノ爲國勢調査員第十六條ノ期間内ニ其ノ職務ヲ執行シ又ハ之ヲ完結スルコト能ハザルトキハ府縣知事ハ直ニ其ノ旨ヲ内閣總理大臣ニ報告スベシ此ノ場合ニ於テハ府縣知事ハ内閣總理大臣ノ

認可ヲ經テ區域ヲ限リ別ニ期間ヲ定メ又ハ其ノ期間ヲ延長ス

府縣知事別ニ期間ヲ定メ又ハ期間ヲ延長シタルトキハ之ヲ告示ス

第十九條 内閣總理大臣ノ要求アリタルトキハ各省大臣ハ所管ノ官廳、官吏又ハ吏員ニ命ジ内閣總理大臣又ハ其ノ指定シタル職員ノ指揮ヲ承ケ國勢調査ノ事務ニ服セシムベシ

第二十條 本令中府縣支廳長、市町村、市町村長町村長ニ關スル規定ハ市制第六條及第八十二條第三項ノ市ニ在リテハ各市長、區、區長ニ之ヲ適用シ府縣府縣知事トアルハ北海道廳北海道廳長官ヲ、總務部長タル書記官トアルハ總務部長タル北海道廳部長ヲ、地方事務官トアルハ北海道廳事務官ヲ、府縣官吏トアルハ北海道廳官吏ヲ、府縣吏員トアルハ北海道地方費吏員ヲ、府縣支廳長トアルハ北海道廳支廳長ヲ、町村町村長トアルハ之ニ準ズベキモノヲ包含ス

第二十一條 本令ヲ適用シ難キ場所ニ關スル調査ニ付テハ内閣總理大臣別ニ其ノ手續ヲ定ム

第二十二條 國勢調査申告書ハ統計上ノ目的以外ニ之ヲ使用スルコトヲ得ズ

國勢調査申告書ハ如何ナル場合ト雖モ之ヲ公表スルコトヲ得ズ

第二十三條 府縣市町村及之ニ準ズベキモノニ於テハ國勢調査申告書及附屬書類ノ副本ヲ作成シ又ハ國勢調査申告書及附屬書類ニ依リ統計ヲ作成スルコトヲ得ズ

第二十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ六月以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 調査ノ職務ノ執行ニ因リ知得タル事項ヲ故ナク他人ニ漏洩シタル者

二 調査ニ際シ之ヲ忌避シ、申告ヲ爲サズ又ハ不實ノ申告ヲ爲シタル者

三 申告義務者ヲシテ申告ヲ爲スコトヲ得ザラシメタル者

四 虚偽ノ風説ヲ流布シ又ハ偽計若ハ威力ヲ用ヒテ調査ヲ妨ゲタル者

第二十五條 朝鮮、臺灣及樺太ニ於テハ第三條第一項各號ニ掲グル事項ノ外必要ナル事項ヲ併セ調査スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ朝鮮總督、臺灣總督及樺太廳長官ハ内閣總理大臣ノ承認ヲ受クベシ

第二十六條 朝鮮、臺灣及樺太ニ於ケル國勢調査ノ執行ニ關シテハ第六條乃至第二十一條ノ規定ヲ適用セズ各朝鮮總督、臺灣總督及樺太廳長官ニ於テ内閣總理大臣ノ承認ヲ承ケ別ニ其ノ手續ヲ定ム

第二十七條 府縣市町村ニ於テ國勢調査ト同時ニ其ノ區域ノ全部又ハ一部ニ對シ必要ナル事項ヲ調査セントスルトキハ其ノ事項及方法ヲ具シ内閣總理大臣ノ認可ヲ受クベシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

明治四十四年四月七日公布法律第六十八號市制抄錄

第六條 勅令ヲ以テ指定スル市ノ區ハ之ヲ法人トス

其ノ財産及營造物ニ關スル事務其ノ他法令ニ依リ區ニ屬スル事務ヲ處理ス

區ノ廢置分合又ハ境界變更其ノ他區ノ境界ニ關シ

テハ前二條ノ規定ヲ準用ス但シ第四條ノ規定ヲ準用スル場合ニ於テハ關係アル市會ノ意見ヲモ徵スヘシ

第八十二條第一項乃至第三項

第六條ノ市ヲ除キ其ノ他ノ市ハ處務便宜ノ爲區ヲ劃シ區長及其ノ代理者一人ヲ置クコトヲ得

前項ノ區長及其ノ代理者ハ名譽職トス市民中選舉權ヲ有スル者ヨリ市長ノ推薦ニ依リ市會之ヲ定ム此ノ場合ニ於テハ第七十三條第四項乃至第七項ノ規定ヲ準用ス

内務大臣ハ前項ノ規定ニ拘ラス區長ヲ有給吏員ト爲スヘキ市ヲ指定スルコトヲ得

昭和十五年國勢調査施行規則

(昭和十五年五月二十五日) 閣令 第六號

第一條 世帯ニ於テ世帯主ナキトキ又ハ不在ナルトキハ事實上之ヲ管理スル者、世帯ニ在ル者ノ選定シタル者又ハ國勢調査員ノ指定シタル者ヲ以テ世帯ノ管理者トス

第二條 市町村ノ境界未定又ハ不明ノ場所ハ關係市町村長ノ協議ニ依リ調査區ノ境界ヲ定ムベシ協議調ハザルトキハ府縣知事之ヲ指定ス

第三條 市町村長ハ各調査區ノ番號、區域及擔當國勢調査員ノ氏名並ニ豫備員タル國勢調査員ノ氏名ヲ告示スベシ

第四條 國勢調査申告書用紙ハ昭和十五年九月二十一日ヨリ同月三十日迄ノ間ニ於テ國勢調査員之ヲ各世帯ニ配付ス

第五條 申告義務者前條ノ期間内ニ國勢調査申告書用紙ノ配付ヲ受ケザルトキハ當該調査區ノ擔當國勢調査員ニ其ノ旨ヲ申出ツベシ

第六條 申告義務者ハ昭和十五年十月一日午前八時迄ニ國勢調査申告書ヲ作成シ國勢調査員ノ巡回ヲ待チ之ヲ提出スベシ

第七條 昭和十五年十月一日午前零時ニ帝國版圖内ニ現在シタル者ニシテ昭和十五年國勢調査施行令(以下施行令ト稱ス)第二條第一項第一號ニ掲グルモノ何レノ世帯ニ於テモ申告セラレザリシコトヲ知リタルトキハ同月四日迄ニ最寄ノ國勢調査員ニ其ノ旨ヲ申出ツベシ但シ事宜ニ依リ最寄市町村長ニ申出ヅルコトヲ得

施行令第二條第一項第二號乃至第四號ニ掲グル者何レノ世帯ニ於テモ申告セラレザリシコトヲ本人又ハ同令第五條ニ規定スル配偶者、父母、子、祖父母、兄弟姉妹、召集通報人若ハ本籍地ノ市町村長ニ於テ知リタルトキ亦前項ニ同ジ

第八條 施行令第二十一條ノ規定ニ依リ別ニ調査手續ヲ定ムベキモノ左ノ如シ

一 宮城、離宮、皇族ノ殿邸其ノ他之ニ準ズベキ個所

二 外國ノ大使館、公使館及軍艦

三 司法大臣ノ管理ニ屬スル刑務所

第九條 施行令第二十條ノ規定ハ本令ニ關シ之ヲ準用ス

昭和十五年國勢調査ニ於ケル
指定技能ニ關スル告示

(昭和十五年五月二十五日
内閣告示第六號)

昭和十五年國勢調査施行令第三條第一項第七號ノ規定ニ依リ技能左ノ通指定ス

農業技術者

蠶業技術者

畜産技術者

林業技術者

水産技術者

鑛山技術者

冶金技術者

機械技術者

電氣機械技術者

電氣通信機械技術者

航空機械技術者

造船技術者

化學技術者

電氣化學技術者

火藥技術者

燃料化學技術者

窯業技術者

レンズ技術者

食料品技術者

醸造技術者

紡織技術者

染色技術者

木工技術者

土木技術者

建築技術者

電氣技術者

電氣通信技術者(有線、無線電信通信士以外ノモノ)

氣象技術者

農、林、水産學研究員

鑛、工學研究員

馬調教師

裝蹄師

發破係

坑内採鑛夫、採炭夫

坑内掘進夫

坑内支柱夫

坑内充填夫

坑内運搬夫

鑿井夫、ボーリング工

製銑工(電氣爐ニ依ルモノ)

製銑工(熔鑛爐其ノ他ニ依ルモノ)

製鋼工(電氣爐ニ依ルモノ)

製鋼工(平爐其ノ他ニ依ルモノ)

非鐵金屬製鍊工(電氣爐ニ依ルモノ)

非鐵金屬製鍊工(其ノ他ノ爐ニ依ルモノ)

非鐵金屬製鍊工(化學操作ニ依ルモノ)

非鐵金屬製鍊工(電解ニ依ルモノ)

造船現圖工

航空機現圖工

其ノ他ノ現圖工

金屬加熱爐工
 金屬板壓延伸張工
 金屬棒、條壓延伸張工
 金屬製管工
 金屬線伸張工
 金屬疵取工
 機械火造工
 熱處理工
 鑄物木型工
 鑄物砂型工
 鑄造工
 特殊鑄物工
 ケガキ工
 旋盤工(金屬ニ加工スルモノ)
 旋盤工(木材以外ノ非金屬ニ加工スルモノ)
 タレット工
 卓上旋盤工、小型機械工
 中グリ盤工
 ボール盤工
 平削盤工、形削盤工、堅削盤工
 フライス盤工
 齒切盤工
 研磨盤工、ラップ盤工
 鐵木工(船艇大工ヲ含ム)
 撓鐵工
 填隙工
 鋸打工
 板金鋸打工
 ガス熔接工

電氣熔接工
 其ノ他ノ熔接工
 パイプ工(造船所ノ銅工ヲ含ム)
 鉛管工、鉛工
 レンズ研磨工
 レンズ心出、心取工
 ガラス目盛工
 其ノ他ノ目盛工
 蓄電池製造工
 バネ工
 義肢仕上工、組立工
 綱具工、索具工
 手仕上工
 機械器具部品仕上組立工
 機械器具總組立工
 レンズ調整工、バルサム工
 計器組立工
 航空機用金屬プロペラ仕上工
 航空機用木製プロペラ仕上工
 航空機部品組立工
 航空機總組立工
 自動車組立工、修繕工
 電氣機械器具組立工
 電氣通信機組立工
 硫酸工
 硝酸工
 醋酸工
 ソーダ工
 カーバイド工

人造研磨材製造工(旋盤ニ依ル仕上工ヲ除ク)

アセトン工
 硫酸工
 石灰窒素工
 醋酸纖維素工
 硝化綿工
 アンモニヤ合成工
 二硫化炭素工
 グリセリン工
 タール分溜工
 石油工
 人造レジン工
 アルミナ製造工
 黒鉛ルツボ工
 發變電工
 船體檢査工
 機械試運轉工
 看護婦
 學歷ニ關スルモノ
 第一種
 農業、水産、工業及電氣通信ニ關スル實業學校ニシテ尋常小學校卒業程度ヲ入學資格トシ修業年限五年以上ノモノ、高等小學校卒業程度ヲ入學資格トシ修業年限三年(夜間授業ノモノニ在リテハ四年)以上ノモノ及入學資格修業年限ニ於テ此等ト同等以上ト認メラルベキモノ並ニ此等ノ學校ニ準ズル各種學校ノ卒業
 第二種
 農業、林業、水産、鑛業、工業、理學及電氣通信

ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業及此等ノ學校ニ於ケル修業年限二年以上ノ選科、別科、特科等ノ修了又ハ二年以上ノ修業並ニ此等ノ學校ニ準ズル各種學校又ハ講習所、養成所、練習所等ノ卒業又ハ二年以上ノ修業

第三種

農學、工學及理學ニ關スル大學ノ卒業又ハ一年以上ノ修業

朝鮮、臺灣、樺太、南洋群島、關東州及外國ノ學校ノ卒業又ハ修業ニシテ前各號ノ一ニ準ズルモノ

所得税法改正法律並相續税法中改正法律に於ける扶養家族控除制度の新設

第七十五回帝國議會の協賛を經た所得税法改正法律並相續税法中改正法律はそれ〴〵昭和十五年三月二十九日及三月三十一日の官報號外を以て公布された。

今回の税制改革は中央地方を通ずる本邦税制度の根本的な改革として注目されるものであるが、其の中特に改正所得税法及相續税法中に採用された扶養家族による税額控除制度は人口政策的観点からも注目に値するものである。其の概要を説明すれば次の如くである。

改正所得税法の扶養家族控除

税制改正の中心をなす改正所得税法は所得をその性質に應じて不動産所得、配當利子所得、事業所得、勤勞所得、山林所得、退職所得の六に分類し、各、その負

擔力に應じてそれ〴〵異なる比例税率を適用するもので、以上を分類所得税といひ、此の外に個人の總所得を綜合した額が一定額を超過する場合に其の超過部分に對し超過累進税率を以て併課する場合を綜合所得税といふ。扶養家族の控除は右の分類所得税中特に勤勞所得(甲種及び乙種)、不動産所得、事業所得及び山林の所得について行はれるものである。

即ち扶養家族のある場合には右の税額から扶養家族一人につき年十二圓の割で控除されるわけで、甲種勤勞所得税の如くその年の俸給、給料等について源泉課税される場合には月給なら一圓、半月給なら五十錢、旬給なら三十四錢、週給なら二十四錢の控除となる。

右の扶養家族とは同居してゐる妻、同居の戸主、又は家族中の年齢十八歳未満又は六十歳以上の者、或は不具廢疾者をいふ。扶養家族の有無とその數はその年の一月一日現在(今年は三月一日現在)で定め、其後の出生死亡による變動によつては其の年中は變更されない。

併し扶養家族が前年中に甲種勤勞所得を有し、又は其の年分の事業所得、乙種勤勞所得、山林の所得を有つてをり、百五十圓を超える金額の基礎控除を受けてゐる場合には、此の家族については扶養家族の控除は認められない。

また、ある扶養家族について既に他の分類所得税に於て扶養家族の控除を受けてゐる場合には、その者についての扶養家族の控除はされないし、又、同居の戸主家族中の二人以上が甲種勤勞所得を受けてゐる場合、その中の一人の税金中から扶養家族の控除をすれば他の者の税金からはその扶養家族の控除は認められ

ない。これは他の分類所得税の場合でも同様である。この場合は同居の戸主家族の分類所得税(乙種勤勞所得税、事業所得税、不動産所得税、山林の所得税)をすべて合算し、其の總額から控除されることになる。

また、納税者が五千圓を超える所得を有してゐる総合所得税の賦課を受ける場合には、扶養家族の控除は認められない。

尚、以上の扶養家族控除の外、生命保険料の控除制度も採用された。自己または家族、或はその相續人を保険金受取人とする生命保険契約がある場合には、契約者本人から申請があれば、前年中に拂込まれた保険料の總額に應じて一定の金額を控除される。

この生命保険料の控除も諸種の分類所得税に於て重複するを許されないのは扶養家族控除の場合と同様である。

尙參考の爲、今回の改正所得税法中、特に扶養家族控除に關係ある條文を掲ぐれば次の如くである。

所得税法(昭和十五年三月二十九日)抜萃

第二十四條 甲種ノ勤勞所得ニ對スル分類所得税ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ年一月一日現在ノ扶養家族一人ニ付年百五十圓ノ割合ニ依リ給與ノ支給期間ニ應ジテ算出シタル金額ノ百分ノ八ニ相當スル金額ヲ分類所得税額ヨリ控除ス

同一ノ支拂者ヨリ賞與又ハ賞與ノ性質ヲ有スル給與ト其ノ他ノ給與トヲ併セ受クル者ニ在リテハ前項ノ控除ハ先ヅ賞與及賞與ノ性質ヲ有スル給與以外ノ給與ニ對スル分類所得税ニ付之ヲ爲シ不足アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ賞與又ハ賞與ノ性質ヲ有スル